

(成績評価)

第19条 成績評価は、秀(90点~100点)、優(80点~89点)、良(70点~79点)、可(60点~69点)、不可(59点以下)で表し、可以上(60点以上)を合格とする。

- 2 他大学等で取得した単位を本学が認定した場合は、原則として「認」と表示する。
- 3 成績評価におけるG P (grade point)は以下のとおりとする。

評価	点数	G P
秀	100-90	4
優	89-80	3
良	79-70	2
可	69-60	1
不可	59-0	0

成績評価の対象外の場合(欠席、放棄)は、不可と同様に扱う。

(総合成績評価)

第19条の2 前条第3項のG Pを用いて、履修科目のG P A (grade point average)を算出し、総合成績評価を行う。ただし「認」評価については、G P Aの算出対象としない。

- 2 G P Aは以下の計算式を用いて1単位当たりの平均値を算出する。
$$G P A = \frac{\text{評価を受けた各授業科目のG P} \times \text{当該科目の単位数}}{\text{評価を受けた授業科目の総単位数}}$$
- 3 G P A算出の対象科目は、卒業単位に算入される科目及びこれに準ずる科目とする。準ずる科目は、ディプロマ・ポリシーに基づき設定し、運用を行う。
- 4 G P A算出の対象科目について、受講目的が達成されない等の理由から、各学期の定められた期間に履修の取り下げを申請することができる。なお、取り下げができない科目は卒業必修科目及び学外実習及びインターンシップ科目とする。
- 5 G P Aの通知は成績通知と同時に行う。

(学業指導及び退学勧告)

第19条の3 前学期のG P Aが1.0未満の者には、学業指導を行うとともに保護者にもその旨通知する。

- 2 2期連続してG P Aが1.0未満の者には、学部長が退学勧告を行う。ただし、学生の特別の事情を考慮し、修学の意欲があると判断する場合はその限りではない。

(追試験)

第20条 追試験は、病気、事故又はその他やむをえない事由で定期試験を欠席した学生を対象とする試験である。

- 2 追試験を欠席した場合は、成績評価の対象としない。